

中長期計画期間を超えるおそれが生じた場合の措置に関する特約条項
(コンピュータプログラム作成等業務契約)

独立行政法人の会計について、独立行政法人通則法第37条(企業会計原則)は「独立行政法人の会計は、(中略)原則として企業会計原則によるものとする。」とし、この規定を踏まえ、総務省の「独立行政法人会計基準研究会」及び財務省の「財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会」は、「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』」を策定、公表し、「第12章 独立行政法人固有の会計処理」の「第81 運営費交付金の会計処理」の第4項において「運営費交付金債務は、次の中長期目標の期間に繰り越すことはできず、中長期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。」とし、また、「〈注61〉運営費交付金の会計処理について」の第6項において「中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。」としている。

甲が主務大臣の認可を得た上で公表している中長期計画(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標を達成するための計画)は、平成27年4月1日から令和4年3月31日までを中長期計画期間とするものであり(以下「現中長期計画期間」という。)、令和3年度は、「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』」にいう「中長期計画の期間の最後の事業年度」に当たり、運営費交付金債務を次の中長期目標の期間(中長期計画の期間)に繰り越すことはできない。

このため、甲及び乙は、上記を確認の上、本件契約の履行が現中長期計画期間の終期(令和4年3月31日)を超えるおそれが生じた場合の措置について、次の各条のとおり約定するものである。

(総 則)

第1条 乙は、令和3年度が甲の現中長期計画期間の最後の事業年度であり、甲が次の中長期計画期間に本件契約に係る甲の運営費交付金債務を繰り越すことができないことを了解し、本件契約の履行が現中長期計画期間の終期を超えるおそれが生じた場合においては、この特約条項に定めるところによるものとする。

(中長期計画期間を超えるおそれが生じた場合の届出)

第2条 乙は、本件契約に基づく履行の終了(契約目的物を甲に引き渡し、契約金額を甲に請求するまでをいう。以下同じ。)が乙の責めに帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず現中長期計画期間の終期を超えるおそれが生じた場合は、甲に対し、その旨及び理由を記載した文書を、令和4年1月31日又は本件契約の契約納期の1か月前のいずれか早い日までに、届け出るものとする。

(届出があった場合の措置)

第3条 甲は、乙から前条の届出があった場合は、次条に定めるものを除き、次の各号により措置するものとし、乙は、この措置について異議を述べず、これに従うものとする。

- (1) 甲において本件契約の契約仕様を変更することが可能であると判断したものについては、仕様の変更をし、本件契約の変更契約を締結する。
 - (2) 甲において本件契約の契約仕様を変更することが可能であると判断しなかったものであって、乙の契約履行状況に出来形部分(契約物品の既成部分、作業の履行部分及び工事目的物の出来形部分をいう。以下同じ。)がない場合は、契約の全部を解除するものとする。
 - (3) 甲において本件契約の契約仕様を変更することが可能であると判断しなかったものであって、乙の契約履行により出来形部分がある場合においては、甲が指定する時期までの出来形部分を検査の上、引き渡しを受けるものとし、残余の部分については解除するものとする。
- 2 乙は、前項に基づき、甲から本件契約の全部の解除又は一部の解除がなされた場合、甲に対し、原状回復請求及び損害賠償請求をしないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 3 第1項第2号及び第3号の契約解除に伴う措置については、コンピュータプログラム作成等業務契約条項(以下「契約条項」という。)第27条に定めるところによるものとする。

(乙の責めに帰すべき事由の措置)

第4条 甲は、乙から第2条に定める届出があった場合において、現中長期計画期間の終期を超えるおそれが契約条項第26条第1項各号に該当する事由により生じたときは、本件契約の全部又は一部を解除するものとする。

- 2 乙は、前項により契約を解除されたときは、契約条項第26条第2項に従い違約金を甲に支払うものとする。
- 3 甲の被った損害が、前項の違約金の額を著しく超えるときは、その損害に関する甲の損害賠償請求を妨げない。
- 4 第1項の契約解除に伴う措置については、契約条項第27条に定めるところによるものとする。

(届出を怠った場合等の措置)

第5条 乙が、本件契約に基づく履行の終了が現中長期計画期間の終期を超えるおそれが生じたにもかかわらず甲に対し第2条第1項に基づく届出をしなかった場合、又は本件契約に基づく履行の終了が現中長期計画期間の終期を超えるおそれが生じた時期が第2条第2項に定める届出期限を超過し届出を行うことができなかった場合であって、甲において、本件契約に基づく履行の終了が現中長期計画期間の終期を超えるおそれがあると判断し

たときは、甲は、本件契約の全部又は一部を解除することができるものとし、この場合において、乙は、甲が講じる措置に異議を述べず、これに従うものとする。

- 2 前項の契約解除に伴う措置については、現中長期計画期間の終期を超えるおそれが生じた事由のいかんにより、第3条第2項及び第3項又は前条第2項から第4項までに定めるところによるものとする。

(履行状況に関する照会、回答)

- 第6条 甲は、乙に対し、適宜、本件契約の履行の終了が現中長期計画期間の終期を超えるおそれがあるか否かについて、文書により照会し、乙の回答を求めることができるものとする。
- 2 乙は、甲から前項の照会があった場合は、遅滞なく、甲に対し、前項に定めるおそれの有無、おそれがある場合はその理由について、文書により回答するものとする。

(契約条項等との関係)

- 第7条 前各条に定めのない事項については、契約条項その他本件契約の各定めによるものとする。

(次の中長期計画期間における契約締結の無保証)

- 第8条 乙は、甲が、本件契約について、第3条、第4条又は第5条に基づき、本件契約の変更契約を締結し、又は本件契約の全部若しくは一部の解除をした場合であっても、このことは、乙に対し、次の中長期計画期間において、残余の部分又は解除した部分について乙との間に新たな契約を締結することを保証するものではないことを了承する。